

# 北区役所ゆめひろば運営業務 委託業者選定審査基準

## 1. 審査対象

審査対象は、企画提案書及び見積書とする。なお、企画提案書及び見積書について、審査の公平性を期するため業者名を匿名とする。

## 2. 企画提案のテーマ

児童福祉法第6条の3第6号及び第21条の9に基づく地域子育て支援拠点事業として、就学前親子の交流の場の提供、交流の促進、相談への対応、子育て支援情報の提供などを行う北区役所ゆめひろばの運営について、最適かつ効果的な手法、方策、経費等の企画提案をテーマとする。

## 3. 審査項目及び審査の観点

### (1) 団体概要・ひろば運営方針

- ・事業者の設立趣旨、事業活動実績等によるひろば運営の信頼性・ノウハウがあるか。
- ・運営方針が、業務の趣旨・目的に沿ったものか。

### (2) 運営計画

- ・業務の趣旨・目的を達成するための、業務仕様に沿った、具体的な運営計画（子育て及び子育て支援に関する講習等の企画も含む。）が提案されているか。また、業務の目的や就学前親子のニーズを踏まえた、具体的な開設日プログラムが提案されているか。
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の企画にあたっての考え方が、子育て家庭の育児に関する知識の習得等による育児力向上の目的に沿ったものであるか。
- ・親自身が将来、地域の子育て支援者へと移行できるようにするための支援方策が提案されているか。

### (3) 運営体制

- ・業務責任者及びスタッフについて、必要な資質を有する人員が必要数確保されているか。
- ・就学前親子に安心され信頼されるスタッフの継続的配置について、研修実施等の具体策が提案されているか。

### (4) 相談対応

- ・具体的に提案された就学前親子からの相談への対応策が、業務の趣旨・目的に沿い、就学前親子の事情に寄り添ったものであるか。
- ・相談内容により、関係機関と必要かつ適切な連携を図れるための対策が提案されているか。

### (5) 交流促進

- ・地域の関わり(人間関係)の醸成を見据え、地域の状況やひろばの立地条件等を踏まえた、具体的な交流促進の取組が提案されているか。

### (6) 安全対策・個人情報保護

- ・就学前親子等、ひろば利用者の安全確保のための危機管理体制が整備されているか。
- ・個人情報保護に対する具体的な提案がされているか。

(7) 運営コスト

- ・業務運営に要する見積額は、企画提案内容に応じた適正かつ効果的で低廉なコスト計算になっているか。

4. 審査及び選定方法

(1) 各委員(委員長を除く)は、業務ごとに、別紙「評価表」を用いて、以下にそって評価を行う。

①各審査項目(7「運営コスト」を除く。)について、審査の観点を踏まえ「評価点」を付ける。なお、評価点は、下表の基準による、1以上5以下の整数とする。

特に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
多少不十分	2点
不十分	1点

②各評価点(満点5点)に「評価荷重」を乗じたものを「項目点」とする。

③審査項目7「運営コスト」については、「評価表」に記載の評価点(満点10点)に「評価荷重」を乗じたものを「項目点」とする。

④項目点の合計を「得点」(満点100点)とする。

(2) 委員会は、業務ごとに、別紙「集計表」を用いて、以下にそって最優秀提案者を決定する。

①業者の得点の合計を「総得点」とする。

②過半数の委員が50点未満である業者については、③以降の手続を行わない。また、参加業者数が1の業務で、委員の2分の1以上が50点以上の場合、当該業者を最優秀提案者に選定する。

③委員ごとに、得点の高い業者から「順位」を付ける。

《例》 ・A団体 得点 90点 → 順位 1位  
・B団体 得点 80点 → 順位 2位  
・C団体 得点 70点 → 順位 3位  
・D団体 得点 60点 → 順位 4位

④委員ごとに、下表により順位を「順位点」に換算する。参加業者数が6以上の場合、5以下の例にそって換算する。

参加業者数 (過半数の委員が50点未満である業者を除く)	順位点				
	1位	2位	3位	4位	5位
2	2点	1点			
3	3点	2点	1点		
4	4点	3点	2点	1点	
5	5点	4点	3点	2点	1点

⑤業者の順位点の合計を「総順位点」とする。

⑥総順位点が高い順に「最終順位」を付ける。最終順位が1位の業者を最優秀提案者に選定する。最終順位が1位の業者が複数ある場合は、総得点が最も高い団体を優先交渉権者に選定する。